

長野市Uターン促進キャンペーン事業仕様書

1 業務委託名

長野市Uターン促進キャンペーン事業

2 業務目的

これまでUターンに興味がなかった層や、潜在的・漠然的にUターンを検討している層に対し、長野市へ振り向いてもらうきっかけとし、将来的な移住につなげるため、長野県外に在住の若い世代(10代後半～30代)をターゲットに、長野市との繋がりをもってもらい、長野暮らしを意識してもらえよう実施するもの

3 業務概要

長野県外に在住している10代後半から30代までの者であって、長野県内出身者、本市内の地域若しくは当該地域の住民と多様に関わる者又は本市を訪れたことのある者を対象に、SNS(登録された利用者同士がインターネット上で交流できるサービスをいう。)等を活用した本市の魅力の情報発信及び成人式、就職活動イベント等の機会を活用した「Uターン促進キャンペーン」(以下、「キャンペーン」とする。)を実施することで、長野市へのUターンを意識づけるとともに、将来的な移住を検討するためのきっかけづくりを図る。

4 委託内容

(1)及び(2)の業務を委託する。

(1)キャンペーン企画構築業務

ア及びイの内容を含むキャンペーン企画を構築すること。

ア 対象者

以下の(ア)、(イ)を満たす対象者を選定し、明確にすること。

(ア) a、b、cの全てを満たすこと。

a 10代後半から30代

b 長野県外在住

c 長野県出身、長野と関わりのある者(関わりのある者とは、総務省の定義する「関係人口」及び「交流人口」に準ずる者とする。)

(イ) a、b、c、dのいずれか1つ以上を満たすこと。

a 子育て世帯、夫婦

b 大学等に在学中又は卒業し、就職活動をしている者

c 第2新卒、若手社会人

d その他「2 業務目的」を達成できると見込める者

イ 企画内容

「ア 対象者」で選定した対象者(以下、「対象者」という。)が、長野市の暮らしを意識することができ、将来的な移住を検討するきっかけになると見込める企画を構築すること。
なお、(ア)～(オ)の内容を含むものとする。

(ア) 事業終了後も、対象者が長野市と繋がりを維持できる又は長野暮らしを意識できるなどの継続性があり、事業が一過性でないこと。

(イ) SNSを効果的に活用すること。

(ウ) 成人式や就職活動イベント等と連携するなど、対象者にとって効果的かつ効率的な内容であること。

(エ) 対象者に長野市の魅力が伝わる内容であること。

(オ) キャンペーンの参加者の人数が、250 人以上を見込めること。

(2)キャンペーン運營業務

ア キャンペーン運営計画の策定

構築したキャンペーンのスキームの運営に必要なと思われる要員、施設等を設計し、実現可能かつ効率的な計画をすること。なお、キャンペーンの運営に必要な経費は、受注者の負担とする。

イ キャンペーン運營業務

(1)で構築したキャンペーンスキームを、(2)アに沿って運営すること。

ウ アンケートの実施

事業終了後の評価指標として、キャンペーン参加者にアンケートを実施すること。なお、アンケートは(ア)～(ウ)の内容を含むものとする。

(ア) アンケートの設問数、内容については、発注者と協議のうえ決定する。なお、設問のうち、「Uターンを意識するきっかけとなったか」の回答割合を、キャンペーンのKPIとする。

(イ) アンケートの作成、管理、集計は、受注者が行うこと。

(ウ) アンケートの回答方法は、電子及びオンラインを主とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月 31 日まで

6 事業費の上限額

2,347,400 円(消費税及び地方消費税含む)

※事業費の上限は、本市の令和6年度当初予算に基づくものであり、契約時に同額による契約締結を保証するものではない。

7 成果物

・実施報告書 1部

・業務完了届 1部

8 著作権

- ・本業務によって発生した著作・制作物にかかるすべての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き、発注者に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を発注者に帰属させることに支障がないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。
但し、著作・制作物の著作権のすべてを発注者に帰属させることにより、業務の効果を十分に得られない可能性がある場合は、著作・制作物の内容や仕様に応じ発注者、受注者、著作制作者及びその他関係者によりその扱いを協議し、決定するものとする。
- ・本業務の完了後、万が一著作権等に関する事故・問題が発生した場合は、受注者の責任において処理・解決すること。

9 個人情報の取得・保護・管理等

- ・受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは契約期間終了後も同様とする。
- ・受注者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損失を生じないこと。
- ・受注者は、成果物(業務の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧及び複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

10 業務の再委託について

- (1)受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、「キャンペーン企画構築業務」とする。
- (3)受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

11 その他

- ・受注者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。
- ・受注者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
- ・受注者は、本仕様書に記載されていない事項については、必要に応じて、発注者の指示に従わなければならない。